

公私連携法人選定に係る審査方法について

1 審査する者

- (1) 公私連携法人は、館山市公私連携法人選定会議委員の審査により選定する。
- (2) 審査にあたっては、館山市公私連携法人選定会議設置運営要領（以下「要領」という。）第5条第2項に基づき、「その他要領の規定に基づき意見を求める者」*の参加を求め、様々な知見に基づく多角的な視点により移行対象施設（北条幼稚園、中央保育園）を引き継ぐ実力のある運営法人を選定する。
※ 「その他要領の規定に基づき意見を求める者」は、選定基準に基づき、個々に採点を行う。

2 審査方法

応募法人の審査は、資格確認、提案審査及び現地調査の3段階で実施し、選定会議による提案審査では選定会議委員とその他要領の規定に基づき意見を求める者のうち、最も点数が高い者及び最も点数が低い者を除いた者の平均点を評価点として審査する。

- (1) 資格確認は、提案審査に先立ち事務所管課（こども課）が実施する。応募書類に基づき、募集要項に示した資格及び条件への適合を確認する。資格及び条件を満たさない法人は欠格とする。
- (2) 提案審査は、応募法人によるプレゼンテーション（提案及び質疑）を行い、応募書類の内容、プレゼンテーションの応答内容に基づいて評価点を算出し、上位2法人程度を選択する。
- (3) 前記で選択された2法人程度について、当該法人が現に運営する施設の現地調査を実施し評価点を算出する。

評価においては、別に定める選定基準の審査項目ごとにA～Eの5段階で評価し、各評価段階の配点に各審査項目に設定する係数を掛けて点数を付ける。

評価段階	A (特に優れている)	B (優れている)	C (普通)	D (内容が乏しい)	E (提案ができていない)
配点	10点	8点	5点	3点	1点

- (4) 前記(2)及び(3)で算出した評価点の合計が最も高い応募法人を運営法人（公私連携法人）とする。ただし、評価点の最低点を100点（全てC評価の場合の点数）と設定し、その点数以上の法人がない場合はいずれの応募法人も選定しないものとする。

3 選定基準

別紙「公私連携法人選定基準及び採点表」を参照。